

(別添1)

(年金特別会計分) 令和6年度 子ども・子育て支援調査研究事業

調査研究課題 (二次公募)

| 調査研究 課題番号 | 調査研究課題名 |
|--------------|--|
| 1 | 児童手当の受給者の世帯属性及び用途並びに自治体における児童手当支給事務に関する調査 |
| 2 | 企業主導型ベビーシッター利用者助成事業における利用実態及び地域間偏在に関する調査研究 |
| 3 | 認可外の居宅訪問型保育の特性を捉えた指導監督基準の適合に向けた調査研究 |
| 4 | 保育の質や保育所等の職員配置に係る指標の在り方に関する調査研究 |
| 5 | 教育・保育施設等における食事時の誤嚥事故防止対策に関する調査研究事業 |

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

| | |
|-------------------------|--|
| <p>調査研究課題 1</p> | <p>児童手当の受給者の世帯属性及び用途並びに自治体における児童手当支給事務に関する調査</p> |
| <p>調査研究課題を設定する背景・目的</p> | <p>第213回国会（常会）において令和6年6月5日に可決・成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」については、「児童手当については、本法により、児童手当の拡充に当たって同手当を次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済的支援として位置付けた趣旨を踏まえ、本法による効果も検証しつつ、必要に応じて、その在り方について、検討すること。」との附帯決議が付された。</p> <p>これを踏まえ、同法による児童手当法の改正による拡充後の児童手当の用途や受給者の世帯属性、児童手当の認定請求の受理及び認定の状況等について調査研究を行い、その検証を行うことを目的とする。</p> <p>また、上記改正法により令和6年10月1日から改正児童手当法が施行されることに伴い、児童手当の支給回数が年3回から年6回に増加する。これを受け、自治体の受給者への児童手当振込に際し、その手数料が倍増することが想定される。</p> <p>このことから、今後必要となる児童手当の振込手数料を把握し、自治体事務費の所要額を適正に計上するために必要な調査を行うことを目的とする。</p> |
| <p>想定される事業の手法・内容</p> | <p>I 調査研究</p> <p>本研究においては、以下の4つの調査分析を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童手当の用途に関する調査の実施 (2) 児童手当の認定請求に係る状況及びその認定の状況に関する調査の実施 (3) 児童手当受給者の世帯構成に関する調査の実施 (4) 市町村における児童手当の振込手数料に関する調査の実施 <p>【具体的方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童手当の支給対象者である、18歳の誕生日の属する年度末までの児童持つ者を対象に、児童手当の用途及び用途別の使用金額について調査を実施し、その実態を定量的に把握する。 <p>【主な調査項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①回答者及び支給要件児童、世帯の属性 ②児童手当の用途 ③残った児童手当の使い道（用途予定） ④児童手当の用途（予定）別使用金額 ⑤児童手当の支給による家庭の変化 <p><留意点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当受給者に対しアンケート調査を実施する。その対象者数は5000名程度が望ましいが、検討委員の助言を得てその調査対象者数や実施方法の妥当性を検討すること。 |

(2) 市町村において児童手当の認定請求を行った者の数及びその処理の状況、認定結果について調査を実施し、その実態を定量的に把握する。

【主な調査項目】

- ①市町村における認定請求受理件数
- ②上記①のうち、認定保留となった件数
- ③上記①のうち、認定却下となった件数
- ④上記①の認定結果を行うまでの所要日数

<留意点>

- ・市町村に対しアンケート調査を実施し、その対象は全市町村とする。なお、調査方法については検討委員の助言を得てその妥当性を検討すること。

(3) 児童手当の支給対象者である、18歳の誕生日の属する年度末までの児童持つ者を対象に、その家族構成について調査を実施し、その実態を定量的に把握する。

【主な調査項目】

- ①児童手当受給者における多子加算の算定対象児童及び第三子以降算定額算定対象者がいる数とその割合
- ②支給対象児童及び多子加算の算定対象児童及び第三子以降算定額算定対象者の数
- ③支給対象児童と多子加算の算定対象児童又は第三子以降算定額算定対象者との年齢差

<留意点>

- ・児童手当受給者に対しアンケート調査を実施する。その対象者数は5000名程度が望ましいが、検討委員の助言を得てその調査対象者数や実施方法の妥当性を検討すること。

(4) 市町村において児童手当を支給する際に必要となる振込手数料の額及び振込手続きにかかる事務について調査を実施し、その実態を把握する。

【主な調査項目】

- ①市町村における児童手当の振込手数料の有料・無料の別
- ②上記①で振込手数料が「無料」と回答した市町村のうち、今後振込手数料が有料となる予定がある又は有料化への検討を行っている市町村の数
- ③上記①で「有料」と回答した市町村における児童手当の振込手数料の一件当たりの額
- ④児童手当の支給における、振込みによる支給を行っている受給者の数及び振込以外の方法により支給を行っている受給者の数
- ⑤児童手当の支給にかかる、一回の支給に要する職員一人当たりの業務時

| | |
|-----------------|---|
| | <p>間</p> <p><留意点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対しアンケート調査を実施し、その対象は全市町村とする。なお、調査方法については検討委員の助言を得てその妥当性を検討すること。 <p>II 検討委員会の設置</p> <p>Iの検討に当たっては、当該課題に知見のある有識者や自治体職員等によって構成する検討委員会を設置し、適宜、意見聴取を実施し、助言を求めるとする。なお、構成員の人選及び調査の進め方等は、こども家庭庁成育環境課児童手当管理室と適宜協議すること。</p> |
| <p>求める成果物</p> | <p>(1) 上記の調査研究結果をまとめ、考察や提言を加えた電子媒体及び紙媒体での報告書</p> <p>(2) 調査・分析に用いた電子データ一式。</p> |
| <p>担当課室・担当者</p> | <p>成育局成育環境課児童手当管理室 指導係 (03-6861-0225)</p> |

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

| | |
|------------------|--|
| 調査研究課題 2 | 企業主導型ベビーシッター利用者助成事業における利用実態及び地域間偏在に関する調査研究 |
| 調査研究課題を設定する背景・目的 | <p>「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業」は、多様な働き方をしている労働者がベビーシッターを利用した場合に、その利用料金の一部を助成することにより、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図ることを目的としている。本事業は、新型コロナウイルス等により多様な働き方が進んだことや、事業の認知が進み、利用する企業や地域が広がってきたことにより、近年、割引券の利用枚数が増加傾向にある。持続可能な制度の運用の在り方について検討が必要となっているため、本事業における利用実態について調査を行うもの。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>次の1～3の調査を行うとともに、持続可能な事業・制度運用とするための本事業の課題や地方のニーズを把握し、対応策を検討する。その際、当該課題に知見を有する有識者等によって構成する検討会を設置し、助言を求めることとする。</p> <p>また、調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室と協議すること。</p> <p>1 ベビーシッター利用割引券使用企業へのアンケート調査 使用実績のある企業約3,000社に対してアンケートを行い、子育て中の社員の多様な働き方に対する自社の制度（休暇制度やフレックス等）の整備・活用状況等と本事業の併用状況やニーズ等について企業規模や業種、地域ごとに把握する。</p> <p>2 ベビーシッター利用割引券利用者へのアンケート調査 使用実績のある企業（約3,000社）経由で、企業ごとに実際の利用者10名程度に対してアンケートを行い、利用実態を把握する。</p> <p>3 利用枚数が多い企業へのヒアリング調査（20社程度） 利用実績が多い企業（利用枚数が多い企業、企業内での利用社員率が高い企業、利用上限枚数まで利用する社員が多い企業等を企業規模別等で選定することを想定）20社程度に対しヒアリングを行い、利用実態（社員属性、利用シーン、休暇やフレックス等の育児関係制度との併用状況、利用割引券の配布方法等）を把握する。</p> |
| 求める成果物 | <p>「想定される事業の手法・内容」の1～3それぞれに対応する成果物を次のとおり提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート又はヒアリングの結果、課題や対応策等を取りまとめた報告書を作成すること ・電子媒体及び紙媒体で提出すること ・成果物については、持続可能な制度の運用の在り方についての議論における資料とする可能性があるため、ホームページに掲載可能な概要版も作成すること |

| | |
|----------|------------------------------------|
| | ・また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。 |
| 担当課室・担当者 | 成育局保育政策課認可外保育施設担当室 基準・評価係（内線 0129） |

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

| | |
|------------------|---|
| 調査研究課題 3 | 認可外の居宅訪問型保育の特性を捉えた指導監督基準の適合に向けた調査研究 |
| 調査研究課題を設定する背景・目的 | <p>・認可外保育施設に対する指導監督については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき実施しているところだが、認可外保育施設の施設種別の中でも「居宅訪問型保育事業」については、立入調査の実施率、基準適合率がほかの認可外保育施設に比べ低くなっている。</p> <p>（令和3年度認可外保育施設の現況取りまとめでは、居宅訪問型の基準適合率（28.1%）その他の認可外保育施設（66.3%））</p> <p>居宅訪問型保育事業は特定の施設ではなく、依頼者の居宅に出向いて行う保育のため、指導監督基準の項目によっては、捉え方が難しいものもある。</p> <p>また、都道府県等により立入調査に代えて集団指導を年1回以上行うこと、とされているが、集団指導の内容まで定めていないため、各都道府県等に委ねられている状況でもある。</p> <p>居宅訪問型保育事業の基準適合促進に向けては都道府県等による指導監督の徹底が重要となるため、特に適合状況が低い項目については、具体的な対応策や指針などを示す方法を示し、集団指導で活用いただけるような動画やパンフレットの作成を行うもの。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>（1）これまでの「認可外保育施設の現況とりまとめ」の分析を行い、居宅訪問型保育事業の基準適合率の低い項目について、居宅訪問型事業を実施する人が取り組みやすいように具体的な方法を示した動画やパンフレットの作成を行う。また動画を使用した研修会を開催し、アンケート等からより伝わりやすい内容へと更新をする。</p> <p>（2）有識者等や都道府県等で実際に指導監督を実施している担当者に委員となっただき、検討会を実施する。居宅訪問型保育事業に特化した課題について、意見交換を行う。（1）で作成をした動画やパンフレットへの意見を求め、より基準適合の向上に向けた内容となる資料を作成する。</p> |
| 求める成果物 | <p>①上記（1）及び（2）について、検討会等の結果等をまとめた報告書 ※報告書のバックデータも提出すること</p> <p>②上記（1）について、Q&A本体冊子 ※電子データも提出すること</p> <p>③上記（2）について、動画及びパンフレット ※電子データも提出すること</p> |
| 担当課室・担当者 | 成育局保育政策課認可外保育施設担当室 指導係 内線（0368580133） |

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

| | |
|------------------|--|
| 調査研究課題 4 | 保育の質や保育所等の職員配置に係る指標の在り方に関する調査研究 |
| 調査研究課題を設定する背景・目的 | <p>○ こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）においては、「「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準については、① 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない）。② 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。」としている。</p> <p>○ 一方で、保育所等の職員の配置については、今後、更に議論していくことも必要であると考えられることから、まずは議論に際して必要となる検討事項を整理することを目的として、調査研究を行うもの。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>(1) 保育の質に関して、内容面（保育の目標、保育方法の基本的な考え方）で重視していることについて日本と共通していることが多く、かつ保育者の配置基準など構造的な面で参考となりうる国について、基準策定・見直しの経緯や根拠、保育者の要件、職員組織の職種や役職構造等の情報を収集し、分析する。</p> <p>(2) 保育所等における各年齢の配置基準に関する具体的な実証研究の手法等について、情報収集のうえ、多角的に検討する。</p> <p>【検討内容（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育者/子どもについて、何を指標とするか、どのようなデータをとるのか ・ 信頼性のある検証方法、分析方法 ・ 実証研究の実施とその結果の考察に必要な専門的知見を有する有識者の把握 ・ 実験デザイン、データ収集の計画作成 ・ 関連する要因の整理、統制方法 ・ 対象者の選定（被験者数、条件等） <p>※（1）及び（2）の情報収集、検討等に当たっては、各分野の有識者に協力を得ることとする。</p> <p>※調査や検討等の実施に当たっては、こども家庭庁成育局保育政策課と協議すること。</p> |
| 求める成果物 | <p>（1）及び（2）の各事項について、調査結果及びその分析、考察等をまとめた報告書</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p> |

担当課室・担当者

成育局保育政策課企画法令係 (03-6858-0058)

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業
調査研究課題個票（二次公募）

| | |
|------------------|--|
| 調査研究課題5 | 教育・保育施設等における食事中の誤嚥事故防止対策に関する調査研究事業 |
| 調査研究課題を設定する背景・目的 | <p>教育・保育施設等における重大事故の防止対策については、平成28年3月に「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」において、特に重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項や、事故が発生した場合の具体的な対応方法等について、各施設・事業者、自治体における事故発生の防止等や事故発生時の対応の参考となるような取組を示し、以後、注意事項等の周知徹底を図っている。しかしながら、教育・保育施設等においては、毎年、死亡事故が発生しており、特に近年は、給食等で提供された食物（生のりんご等）の誤嚥による窒息が原因と考えられる死亡事故等の重大事故が発生している。</p> <p>国の有識者会議においては、地方自治体からの死亡事故等の検証報告に基づき、再発防止策に関する提言を行っているが、本年3月の有識者会議において、食事中の誤嚥事故防止対策に関して、委員から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提供する食材や与え方について調査研究等を行い、子育てや保育の現場、こどもの発達状況等を踏まえて、今の時代に即した最適な基準を示すべき ・ 保護者との情報共有について、どういう形状でどのように食べているか、細かいところまで聞いていく必要がある ・ どんな食材でも誤嚥のリスクはある。視覚的にこのくらいの大きさに切る必要があるとか、実物大の切った写真を載せるなど、どのような工夫や配慮が必要かということを直観的にわかるような工夫も必要 ・ 過去に窒息事故が起こった食材と併せて、これまでの事例から得られる誤嚥のリスクについて注意すべきポイントを具体的に示し、見守り体制の重要性を伝えていくべき <p>等と誤嚥事故防止対策に関する調査研究の必要性について意見が上がっている。</p> <p>このような現状等を踏まえ、現在の教育・保育施設等の現場に適した食事中の誤嚥事故防止対策に関する調査研究を実施する。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>有識者会議でのこれまでの誤嚥事故の再発防止策の検討に関する議論を踏まえ、教育・保育施設等での食事中の誤嚥事故防止対策として、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 家庭・職場でのより具体的な情報共有の方法（家庭での食事の提供状況や食行動の発達状況等） ② 食材提供時の工夫や配慮の方法（どのような食材でも窒息リスクがあることを前提に、視覚的にわかりやすくまとめる） ③ 介助方法（過去の事故事例を踏まえ、緊急時の対処方法を含め、注意すべきポイントを具体的に示す） <p>等について、有識者（乳幼児期の食事に関する専門家、応急措置の専門家等を</p> |

| | |
|----------|--|
| | 含む) の意見、事後的検証を実施した自治体等の先進的な取組、ガイドライン以外の誤嚥事故防止に関する資料等を参考に、現在の教育・保育現場に適した対策を調査研究する。 |
| 求める成果物 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定される事業の手法・内容による調査研究の結果、誤嚥事故防止対策をまとめた、教育・保育現場で活用しやすい視覚的にわかりやすい資料 (例：ポイントごとの解説動画、写真やイラストを挿入したリーフレット、ハンドブックなどのデジタルコンテンツ) ・ 調査研究結果をまとめた報告書 |
| 担当課室・担当者 | 成育局安全対策課事故対策係課長補佐 (内線03-6858-0183) |